

韓国「外交白書」における竹島領有権についての記述に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年八月八日

佐藤正久

参議院議長 平田健二殿



韓国「外交白書」における竹島領有権についての記述に関する質問主意書

本年六月に韓国外交交通商部が刊行した「外交白書」において、「韓国政府は、歴史的・地理的・国際法的に韓国の固有の領土である独島に対する不当な主張及び独島領有権を毀損しようとする日本の試みに対して断固かつ嚴重に対処した」等と記述し、我が国固有の領土である「竹島」について領有権を主張している。

右を踏まえ、以下質問する。

- 一 本年四月に刊行された我が国の「外交青書」、同七月に刊行された「防衛白書」における竹島に関する記述について、韓国政府が抗議を行ったと承知しているが、前記「外交白書」の記述について、我が国政府は、外交上の措置として、抗議を行ったのか。抗議を行っていたとすれば、その時期、レベル、方法等について、詳細に明らかにされたい。また、抗議を行っていないとすれば、その理由を明らかにされたい。

二 報道によれば、我が国は、韓国が隔年で刊行している「国防白書」には抗議しているが、「外交白書」には以前から抗議をしていないとされているが、これは事実か。また、これが事実である場合、その理由を明らかにされたい。

右質問する。

